

# 公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 仕様書

## 1 業務名称

公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務

## 2 業務期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

## 3 業務内容

公共施設等への太陽光等設備の導入可能性について下記事項を調査し、その結果を業務報告書及び公表用資料に取りまとめるもの。

(1) 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討

太陽光発電設備について、下記の情報を中心に設置可能性の調査を行う。（事前調査）

- 1) REPOS 上の地域特性
- 2) ハザードマップ
- 3) 系統連系を行う場合、その電柱の位置確認
- 4) 各種法令
- 5) 気象条件
- 6) 日陰の有無
- 7) 近隣住宅や周辺環境への影響
- 8) 設置に係るトラブル未然防止に必要な事項
- 9) その他、設置に関し考慮が必要となる事項

(2) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

太陽光発電設備を設置した場合の、事業期間確保の可否及び安全性の調査を行う。（建築物

10 施設以上、学校跡地 2 施設以上）

- 1) 事業期間の確保可能性検討
- 2) 安全性の検討

(3) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

時間帯・季節別の電力使用量調査や発電シミュレーション等を行い、適切な設置規模を導く調査を行う。（建築物 10 施設以上、学校跡地 2 施設以上）

- 1) 導入可能量、設置方法の調査・検討
  - ・事業スペース（蓄電池を含む太陽光発電設備等で占有する面積）の検討
  - ・発電設備の配置、図面設計
  - ・設計した設備の荷重計算
- 2) 発電量、日射量及び自家消費量の調査、検討
  - ・太陽光発電シミュレーション
  - ・自家消費量及び余剰電力量シミュレーション

- ・公共施設間での電力融通可能性検討

(4) 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討

1) 地域経済・社会への効果の分析

- ・(3)のシミュレーション結果をもとに、「地域経済循環分析ツール（環境省）」等を活用し、事業効果の分析

2) 事業採算性評価

- ・事業採算性について、自己所有モデル・PPAモデルの比較検討
- ・補助事業の有無に関する調査
- ・補助金活用を踏まえた施工費用の調査
- ・電力料金の調査（PPAモデルの場合の電量料金の想定検討）
- ・余剰電力の活用方法の調査・検討

(5) 業務報告書の作成

本事業の調査・検討結果を業務報告書及び公表用資料にとりまとめる。

なお、業務報告書は、三戸町地球温暖化対策実行計画第6章地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定に活用できるよう配慮し作成すること。

(6) その他

本業務の遂行にあたり、前項以外で必要な事項について、町と協議のうえ実施すること。

#### 4 特記事項

(1) 本業務は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の趣旨・公募要領・交付規程を厳守のうえ実施すること。

(2) 三戸町地球温暖化対策実行計画及びその他上位計画及び関連計画等の内容を十分理解し、業務にあたること。

(3) 受託者は、業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記する。

(4) 本業務の執行等に伴う費用は、原則として受託者の負担とする。

(5) 本業務を実施するにあたり、関係法令、規定等を遵守すること。また、その実施にあたっては、委託者と十分協議した上で行うこと。

(6) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約完了後も同様とする。

(7) 本業務により新たに生じる著作物及び二次著作物等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする

(8) 受託者は、制作する成果物について第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著

作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにし、万一問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないよう、受託者の責任においてこれを処理するものとする。

(9) 今回の事業実施において仕様書に記載のない効果的な事項等がある場合は、その差異を明記し、積極的に提案書に盛り込むこと。

(9) 本業務の実施にあたり、この仕様書に定めの無い事項及び疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

## 5 成果品

- (1) 業務報告書 A4 版 2 部
- (2) 公表用資料 1 部
- (3) その他関連資料（根拠資料等） 1 部
- (4) 上記データを格納した電子媒体 1 部